

志勢防火防災協会会則

(名称)

第1条 本会は、志勢防火防災協会と称す。

(組織)

第2条 本会は、志摩市消防本部管内にある本会の目的に賛同する防火対象物、危険物製造所等の事業所及び本会の目的に賛同する個人をもって組織する。

(設置)

第3条 本会の事務局は、志摩市消防本部予防課内に置く。

(目的)

第4条 本会は、防火、防災思想の普及を図り、各種災害予防を推進することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防火・防災意識の普及高揚に関すること。
- (2) 防火対象物、危険物製造所等の安全管理に関すること。
- (3) 防火・防災の研修に関すること。
- (4) 消防機関への協力に関すること。
- (5) 会員等の表彰に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(一般社団法人三重県危険物安全協会への入会)

第6条 本会は、一般社団法人三重県危険物安全協会の正会員として入会し、危険物取扱技術の向上を図るとともに、危険物に係る災害の防止に努めるものとする。

2 一般社団法人三重県危険物安全協会の会費は、本会が負担する。

(入会)

第7条 本会に入会しようとするときは、志勢防火防災協会入会申込書（第1号様式）により会長に届出るものとし、会費を納入した日から会員の資格を取得する。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、志勢防火防災協会退会届出書（第2号様式）により会長に届出るものとし、届出を受理した日から会員の資格を喪失する。この場合は、既納の会費は返納しないものとする。

(会員)

第9条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する事業所又は個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人

(役員)

第 10 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 理 事 6 名 (会長、副会長及び監事含む。)
- (4) 監 事 2 名
- (5) 代議員 18 名

(役員を選出)

第 11 条 役員は、次により選任する。

- (1) 代議員は、正会員の中から選任する。
- (2) 理事は、総会において代議員から選任する。
- (3) 監事は、総会において理事から選任する。
- (4) 会長及び副会長は、理事の中から互選により選出する。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 欠員補充のため選任された役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員の補充)

第 13 条 役員に欠員が生じたときは、第 11 条に規定する方法により速やかに補充しなければならない。

(役員の職務)

第 14 条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、事業執行に参画する。
- (4) 代議員は、会務を審議する。
- (5) 監事は、本会の予算や事業執行の状況を監査する。

(顧問及び参与)

第 15 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与を置く場合は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、志摩市長、南伊勢町長、志摩市消防団長若しくは南伊勢町消防団長の中から選任するものとする。
- 4 参与は、志摩市消防本部の消防長の職にある者とする。
- 5 顧問は、会長の諮問に応じる。参与は、本会の事業運営に必要な協力をする。

(事務局)

第 16 条 本会の事務を処理するため、志摩市消防本部予防課内に、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は以下のとおりとする。
 - (1) 事務局長 1 名 (消防本部予防課長をもって充てる。)
 - (2) 事務局員 若干名 (消防本部予防課職員)

3 事務局は、本会の経理並びに関係事務を処理する。

(会議の種別及び招集)

第 17 条 会議を分けて次のとおりとし、会長がこれを招集する。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第 18 条 総会は、代議員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年 1 回、臨時総会は必要が生じたとき開催する。ただし、時間的制約等により臨時総会を開催し難い場合においては、理事会をもってこれにかえることができる。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び事業結果に関すること。
- (3) 会則の改正に関すること。
- (4) 役員の改選に関すること。
- (5) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(理事会)

第 19 条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、必要の都度開催するものとする。

2 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案に関すること。
- (2) 事業計画の実施運営に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(会議の議長)

第 20 条 会議の議長は会長がこれにあたり、会長に事故あるときは副会長がこれに代わる。

(会議の定数)

第 21 条 会議は、招集人員の半数以上の出席がなければ開催することができない。ただし、欠席者がその権限を出席者に委任した場合は出席者とみなす。

(会議の表決)

第 22 条 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経費)

第 23 条 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他

(会費)

第 24 条 本会の会費は 1 口 1, 0 0 0 円とし、正会員は 2 口以上、賛助会員は 1 口以上の会費を負担するものとする。ただし、必要が生じた場合は、理事会の議決により臨時徴収することができる。

2 納入方法は、原則、振込みとし、振込みにかかる手数料については本会が負担する。

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

(特別会計)

第 26 条 本会の財政に特別会計を置くことができる。

(余剰金の処分)

第 27 条 経費に余剰金が生じたときは、翌年度に繰り越すことができる。

(帳簿)

第 28 条 本会に備える帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 役員名簿
- (2) 現金出納簿
- (3) 諸会議関係簿
- (4) その他本会に必要な関係簿

(雑則)

第 29 条 会務の執行について会則に定めのない事項については、理事会の承認を経て会長が定める。

附 則

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。